

困難女性支援法に基づく兵庫県基本計画策定検討委員会における 会議傍聴要領

1 趣旨

この要領は、困難女性支援法に基づく兵庫県基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）における会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴人

傍聴人とは、委員会の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

3 会議の開催通知

- (1) 会議の開催は、事前に一定の方法（記者発表等）により周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。
- (2) 周知内容は、会議名、開催日時、開催場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

4 傍聴人の定員等

- (1) 傍聴人の定員は10人とし、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 4(1)にかかわらず、委員長が特に必要があると認める場合は、委員長が別に定員を定めることができる。

5 傍聴の申出等

- (1) 傍聴を希望する者は、会議の当日、会議の開会予定時刻の30分前までに、会議開催会場で、傍聴申出書（様式第1号）に所要事項を記入のうえ、申し出なければならない。
- (2) 傍聴を希望する者が、会議開会予定時刻の30分前の時点で定員を超えた場合は、抽選により、傍聴人を決定することができる。
- (3) 傍聴人は事務局の指示に従って、会場に入場すること。ただし、会議開会後の入場は認めない。

6 傍聴整理券の所持

会議を傍聴しようとする者は、傍聴整理券（様式第2号）の交付を受け、これを所持しなければならない。

7 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議中は静粛に傍聴することとし、私語、喚声その他の行為により騒ぎたてないこと。
- (2) 会議における発言に対し、拍手その他の方法により、公然と賛否等を表明しないこと。
- (3) はち巻きやヘルメットを着用するなど、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (6) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (7) その他会議の支障となる行為をしないこと。

8 撮影、録画、録音等の許可

- (1) 傍聴人は会場において撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (2) 8(1)ただし書の規定により委員長の許可を得ようとする者は、許可願(様式第3号)を委員長に提出しなければならない。

9 報道関係者の取扱い

- (1) 報道関係者は、4及び5の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。
- (2) 6から8までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは、「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

10 会議秩序の維持

傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、委員長及び事務局職員の指示に従わなければならない。

11 傍聴人の退場

傍聴人は、この要領に違反し、委員長が会場からの退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(様式第1号)

第 回困難女性支援法に基づく兵庫県基本計画策定検討委員会傍聴申出書

令和 年 月 日開催

番号	住 所	氏 名	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(様式第2号)

No. _____
傍聴整理券
第 回困難女性支援法に基づく兵庫県基本計画策定 検討委員会
令和 年 月 日開催

(様式第3号)

撮影・録音等許可願		
会議	会議名	第 回困難女性支援法に基づく兵庫県基本計画策定 検討委員会
	開催日	令和 年 月 日
撮影・録音等の目的		
<p>上記のとおり許可願います。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>困難女性支援法に基づく兵庫県基本計画策定検討委員会委員長 様</p> <p>申込者 住所 _____</p> <p>氏名 _____</p>		